

環境まちづくり方針（案）

様式1

令和 7 年 2 月 14 日 (2025 年)				
吹 田 市 長 あて		住所 大阪市北区芝田1丁目1番4号 阪急ターミナルビル内 ※注1 事業所 氏名 阪急阪神不動産株式会社 代表取締役 福井 康樹 電話 (06) 6376 - 4697		
受 付 番 号	第 06-L-18 号			
事 業 の 名 称	(仮称)吹田市竹見台4丁目 計画			
対 象 事 業 区 域	吹 田 市 竹見台四丁目5番2			
※注1 設 計 ・ 代 理 者	住 所 大阪市中心区南本町3丁目2番1号 鈴木康弘 氏 名 株式会社D&D建築設計事務所 岡本 正仁 電 話 () - (担当者:)			
※注1 工 事 施 工 者	住 所 未定 氏 名 電 話 () -			
事 業 予 定 期 間	令和 8 年 (2026 年) 1 月 9 日 から 令和 10 年 (2028 年) 5 月 9 日 まで			
事 業 の 規 模		計 画 部 分	既 存 部 分	合 計
	対 象 事 業 面 積	3,284.36 m ²	0.00 m ²	3,284.36 m ²
	建 築 面 積	957.60 m ²	0.00 m ²	957.60 m ²
	延 べ 面 積	6,110.59 m ²	0.00 m ²	6,110.59 m ²
	最 高 の 高 さ	24.99 m	0.00 m	
	構 造 ・ 階 数	鉄筋コンクリート 造・一部 造		
		地 上 8 階 ・ 地 下 1 階		
事 業 の 目 的 ・ 内 容	区分	☒ 新 築 ☐ 増 築 ☐ 改 築 ☐ 新 設 ☐ 増 設		
	☐ 開発行為事業(目的:) ☒ 建築物の新築又は増改築の事業 (☐ 工 場 ・ 事 業 場 ☒ 住 宅 ・ 共 同 住 宅 (55 戸)) (☐ 商 業 施 設 ☐ 事 務 所 ☐ 公 共 的 建 築 物) (☐ そ の 他 ()) ☐ そ の 他 ())			
環 境 ま ち づ く り の 内 容	ガイドライン取組事項チェックリストによる			受 付 第 号
添 付 書 類	・ガイドライン取組事項チェックリスト ・工事関連車両通行ルート図 ・その他必要と認める図書			

注1 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境まちづくりの概要(1)

事業者の環境方針	阪急阪神不動産では阪急阪神ホールディングスグループサステナビリティ宣言に基づき、事業を通じて社会課題の解決に努め、持続的な企業価値の向上、ひいては持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。
当該事業における環境まちづくり方針	省エネルギーによる環境負荷低減に努め周辺環境との調和に配慮したマンションづくりを行います。計画においては敷地内緑化に努め、建設時には廃材の分別リサイクルに努めます。

1. 実施率と主な実施内容

1-1. 工事中

実施率

95.9

パーセント

実施する・一部実施するの項目数

=

47

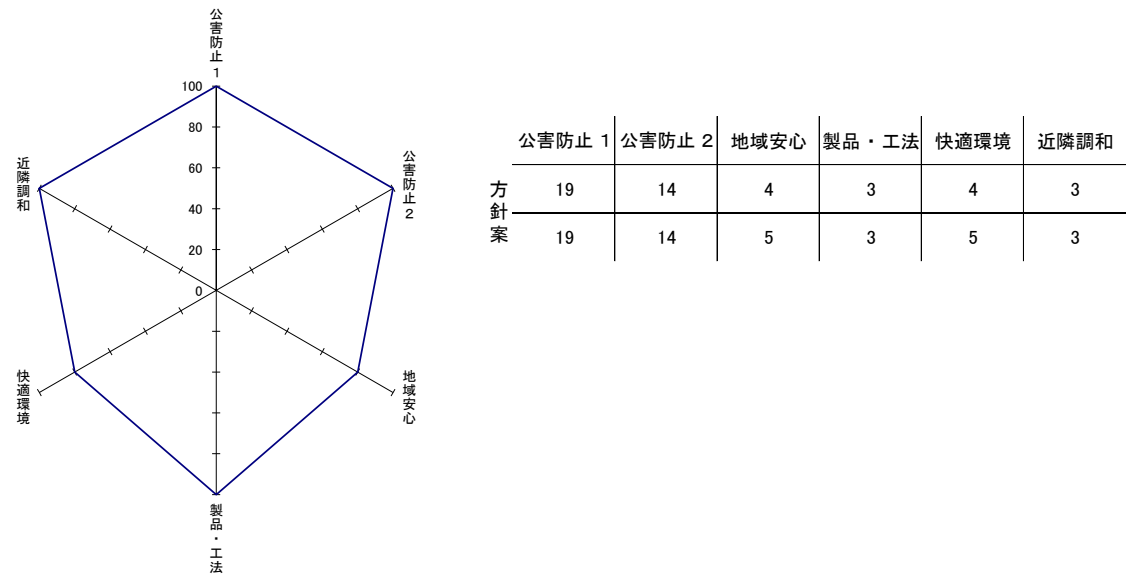
該当なしを除いた項目数

=

49

(小数点第2位以下切り捨て)

一:方針(案)



主な実施内容

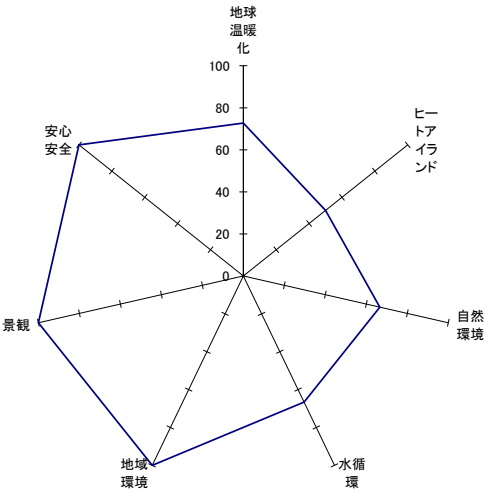
- ・騒音規制法、振動規制法及び条例を遵守します。
- ・児童及び生徒が安全に登下校できる様工事現場前の交通安全に配慮します。
- ・工事の進捗に応じて敷地周囲に仮囲いを行います。

環境まちづくりの概要(2)

1-2. 施設・設備等

実施率	84.4	パーセント	実施する・一部実施するの項目数	38
(小数点第2位以下切り捨て)			該当なしを除いた項目数	45

一:方針(案)



	地球温暖化	ヒートアイランド	自然環境	水循環	地域環境	景観	安心安全
方針案	8	1	4	2	11	5	7
方針案	11	2	6	3	11	5	7

主な実施内容

(1)再生可能エネルギー・エネルギー効率の高いシステム・エネルギーを管理するシステムの導入

導入内容

・エコジョーズ給湯器又はエコキュート給湯器を利用想定しています。

(2)緑地面積 緑化率 25.0 % 条例基準分 25.0 %以上

実施内容(緑化率に換算されない緑地(駐車場緑化・ベランダ緑化・花壇など)の面積など)

特にありません。

(3)雨水利用 雨水貯留量 t うち雨水利用量 t

利用目的 ☐ 植栽水やり ☐ トイレの流し水 ☐ 洗車 ☐ その他 ()

(4)上記以外の主な実施内容

特にありません。

環境まちづくりの概要(3)

2. その他(本ガイドライン記載の取組事項以外に実施する環境まちづくりの取組を記載ください。)

特にありません。
一般社会通念、倫理観に基づき取組いたします。

●工事中におけるガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、事業による環境への影響を最小限にとどめるため、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
大気汚染や騒音などの公害を防止します。		
建設機械		
1 低公害型建設機械の使用	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	可能なかぎり排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械の使用に努めます。
2 低燃費型建設機械の使用	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	低燃費型の建設機械(ハイブリット式パワーショベルなど)は一般普及していないため使用いたしません。
3 アイドリングの禁止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしません。
4 環境に配慮した運転	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
5 稼働台数の抑制	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、可能なかぎり稼働台数を抑制します。
6 工事の平準化	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	可能なかぎり重機等の稼働が集中しないよう工事の平準化を図ります。
7 機械類の整備点検	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	機械類は適切に整備点検を行います。
工事関連車両		
8 低公害、低燃費車の使用	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	可能なかぎり燃費や排出ガス性能の良い車両の使用に努めます。
9 工事関連車両の表示	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事関連車両であることを車両に表示します。
10 周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設定	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺地域への影響を最小限とするように注意して工事を行い、児童や生徒の登下校となる時間帯の重機の搬入は最小限となるよう努めます。
11 建設資材の搬出入における車両台数の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数の抑制に努めます。
12 通勤等で利用する車両台数の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	作業従事者の通勤、現場監理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制します。
13 土砂の積み降ろし時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。
14 タイヤ洗浄	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄に努めます。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
15	ドラム洗浄時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。
16	場外待機の禁止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	必要以上に工事関連車両を場外に待機させないよう努めます。
17	クラクションの使用抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	クラクションの使用は必要最小限に努めます。
18	アイドリングの禁止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	自動車排出ガスの低減を図るため、不必要なアイドリング防止に努めます。
19	環境に配慮した運転	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	不必要な空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転に努めます。
工事方法 騒音・振動等			
20	防音シートなどの設置	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事の進捗に応じて必要な仮囲いを設置します。
21	丁寧な作業	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業に努めます。
22	騒音や振動の少ない工法の採用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	杭の施工などの際には、騒音や振動影響の少ない工法の採用に努めます。
23	近隣への作業時間帯の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	騒音や振動を伴う作業は、可能なかぎり近隣に配慮した時間帯に行います。
粉じん・アスベスト			
24	粉じん飛散防止対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	掘削作業などの際には、散水を行い粉じんの飛散防止に努めます。
25	アスベストの調査など	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	解体工事がないため。
26	アスベスト飛散防止対策	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	解体工事がないため。
水質汚濁・土壤汚染・地盤沈下			
27	濁水や土砂の流出防止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	道路などへの濁水や土砂の流出を防止に努めます。
28	塗料などの適正管理及び処分	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分します。
29	土壤汚染対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	関係法令に準拠した地歴調査を実施し必要に応じた対応を行います。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
30	地盤改良時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	地盤改良を行う際には、土壌や地下水を汚染しないよう適正な工法により工事を行います。
31	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺地盤、家屋などに可能な限り影響を及ぼさないよう配慮します。
悪臭・廃棄物			
32	アスファルト溶解時の臭気対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	可能な限り場所の配慮等を行います。
33	現地焼却の禁止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	現地では廃棄物などの焼却は行いません。
34	解体時の環境汚染対策	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	解体工事がないため。
35	仮設トイレ設置時の臭気対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行います。
36	産業廃棄物の適正処理	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設工事から生じる産業廃棄物は、適正に処理を行います。
地域の安全安心に貢献します。			
37	地域との連携における事故の防止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣自治会などから地域の交通情報の聴き取りを行い、必要な人数の警備員を配置し事故防止に努めます。
38	児童などへの交通安全の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮します。
39	夜間や休日の防犯対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠するなどの対策を講じます。
40	児童などへの見守り、声かけ	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	登下校中や児童や生徒の見守りに可能な限り取り組みます。 声かけは行うか未定です。
41	地域の防犯活動への参加	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	未定
環境に配慮した製品及び工法を採用します。			
省エネルギー			
42	エネルギー消費の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費抑制に努めます。
省資源			
43	残土発生の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設発生土は現地での埋め戻しに使用するなど、可能なかぎり残土の発生を抑制します。
44	廃棄物の減量	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	可能なかぎり廃棄物の減量に努めます。

取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
快適な環境づくりに貢献します。		
景観		
45 仮囲い設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	仮囲いの設置にあたっては、安全面、機能性を確保した上で、可能なかぎり景観面にも配慮します。
46 仮設トイレ設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所などを工夫します。
周辺の環境美化		
47 周辺道路の清掃	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、状況に応じ周辺道路の清掃を行います。
48 場内整理	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設資材、廃棄物などは適正に管理し場内整理を行います。
ヒートアイランド現象の緩和		
49 打ち水	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	水道水以外の用水確保は困難なため周辺道路などへの打ち水は行いません。
地域との調和を図ります。		
工事説明・苦情対応		
50 工事内容の事前説明及び周知	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣住民に理解を得よう努めます。
51 苦情対応	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事に関しての苦情窓口を設置し連絡先などを掲示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応します。
周辺の教育・医療・福祉施設への配慮		
52 工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	周辺に該当施設が無いため。
53 騒音、振動などの配慮	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	周辺に該当施設が無いため。
周辺の事業者との調整		
54 複合的な環境影響の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施工者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。

●施設・設備等に係るガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、事業による環境への影響を最小限にとどめ、また、新たな環境負荷の発生を事前に防止するとともに、地域の環境レベル向上に貢献するため、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
地球温暖化対策を行います。		
55 大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度を活用します。
56 ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)設計	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	事業採算上、実施しません。
57 再生可能エネルギーの活用	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	事業採算上、実施しません。
58 エネルギー効率の高いシステムの導入	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	エネルギー効率の高いシステムの導入を検討します。現段階での具体的な利用決定はしておりません。
59 エネルギーを管理するシステムの導入	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	事業採算上、実施しません。
60 冷媒漏えい(使用時排出)の防止	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する設備(空調機器、冷蔵冷凍庫など)を設置予定はありません。
61 建築物のエネルギー負荷の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	採光や通風性の考慮や断熱性能を向上させることで、建築物のエネルギー負荷の抑制に努めます。
62 長寿命な建築物の施工	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工します。
63 環境に配慮した製品の採用	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	環境に配慮した製品の採用を検討します。現段階での具体的な利用決定はしておりません。
64 木材(国産材、大阪府内産材)の利用	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	国産材、大阪府内産材の利用を検討します。現段階での具体的な利用決定はしておりません。
65 電気自動車用充電設備の設置	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	電気自動車用充電設備の設置を検討します。
66 宅配ボックスの設置	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	宅配ボックスの設置を検討します。
ヒートアイランド対策を行います。		
67 建物屋根面、壁面の高温化抑制	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	現段階での具体的な利用決定はしておりません。
68 地表面の高温化抑制	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	吹田市開発事業の手続き等に関する条例に定める基準以上の緑化面積の確保などにより、地表面の高温化を抑制します。
自然環境を保全し、みどりを確保します。		
69 動植物の生息や生育への配慮	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	吹田市開発事業の手続き等に関する条例に定める基準以上の緑化面積の確保などにより、周辺環境への配慮とします。
70 地域のシンボルツリーの保全	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	既存樹木は、ありません。
71 既存の植生の保全	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	既存植生は、ありません。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
72	地域に応じたみどりの創出	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	計画地に隣接する公園緑地と調和する植樹計画とすることにより、地域に応じたみどりの創出を行います。
73	駐車場緑化	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	現段階での駐車場緑化は、行わない方針です。
74	屋上緑化など	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	吹田市開発事業の手続き等に関する条例等により、必要となる緑地については、地上部にて設置する為、屋上緑化は行いません。
75	法面緑化	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	開発により生じた法面に対して、緑化を行います。
76	植栽樹種の選定	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	植栽植樹は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。
水循環を確保します。			
77	水資源の有効利用	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	現時点では具体的な決定はしておりません。
78	雨水流出を抑制する施設の設置	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	管路保全室と協議し、雨水抑制施設を設置します。
79	雨水浸透への配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	管路保全室と協議し、雨水抑制施設を設置します。
地域の生活環境を保全します。			
大気・騒音・振動等			
80	騒音や振動を発生させる設備設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	本工事で実装する空調機などの騒音を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、壁などの遮音性の確保、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行います。
81	住宅における防音サッシ等の設置	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺状況の確認によりサッシの選定を行います。
82	駐車場の配置計画時の配慮	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺環境への自動車の排気ガスや騒音に配慮した駐車場計画を検討します。
83	近隣への悪臭及び騒音の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣への悪臭、騒音などに配慮した計画に努めます。
84	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	該当する機器の設置予定はありません。
85	屋外照明や広告照明設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣住民に配慮した計画に努めます。
86	建築資材による光の影響の考慮	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建築資材(ガラス、太陽光パネルなど)による太陽の反射光については、設置の際に光の影響を考慮します。
87	環境に配慮した塗料の使用	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物(VOC)の含有率が低いものを使用します。
88	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	周辺に該当施設が無いため。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
中高層建築物(高さ10メートルを超える建築物)			
89	日照障害対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明を行います。
90	電波障害の事前把握及び近隣説明	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	電波障害の発生が想定される範囲を、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握し、近隣住民に説明を行います。
91	電波障害発生時の改善対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	電波障害が生じた場合は、CATVなどによる改善対策を行います。
92	プライバシーの配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣住民のプライバシーを侵害する恐れがある場合は、適切な対策を講じるよう努めます。
景観まちづくりに貢献します。			
93	地域への調和	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。
94	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、景観まちづくり計画の基本目標と基本方針及び景域別景観まちづくり方針に基づいた計画と設計を行います。
95	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画と設計を行います。
96	重点地区指定に向けた協議	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	1haを超えないため。
97	景観形成基準の遵守	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
98	屋外広告物の表示などに関する基準の遵守	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	屋外広告物を設置する場合は、屋外広告物に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
安心安全のまちづくりに貢献します。			
99	歩行者が安全に通行できる工夫	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺状況に応じ、計画地内において、歩行者が安全に通行できる工夫をします。
100	災害に対する建築物・工作物の強靱性を高める取組	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	耐震性能、防火性能の向上等、災害に対する建築物・工作物の強靱性を高める取り組みを検討します。
101	災害時の自立性を維持する取組	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	災害時の自立性を維持する取り組みを検討します。
102	災害時に備えた地域等との連携に関わる取組	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	災害時に備えた地域等との連携に関わる取り組みを検討します。
103	災害時の避難や救助等の応急対応に関する取組	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	災害時の避難や救助等の応急対応に関する取り組みを検討します。
104	犯罪を発生させない都市(まち)づくりに関する取組	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	防犯カメラの設置、見通しの良い外構整備など犯罪を発生させない都市づくりに関する取り組みを検討します。
105	犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	犯罪に備えた地域等との連携に関わる取り組みについて検討します。